

# 生後6か月から高校3年生相当の板橋区民の方へ インフルエンザ予防接種の費用を一部助成します

板橋区では、令和6年度から、子どもの季節性インフルエンザへの感染予防及び保護者の費用負担軽減のため、子どものインフルエンザ予防接種(任意接種※)に対し、費用の一部助成を行っています。

(※任意接種: 予防接種法に定められていない予防接種で、費用は全額自己負担が原則。)

以下をお読みいただき、接種を希望する方は、板橋区内の指定医療機関に備え付けの予診票を記入し接種を受け、医療機関で接種費用から助成金額を差し引いた金額をお支払いください。(※生活保護受給者も同様です)

## 1 対象者

生後6か月から高校3年生相当までの板橋区民

※接種日時時点で板橋区に住民登録がない方は、当該事業の助成の対象ではありません。

## 2 対象期間

10月1日から翌年1月31日まで

## 3 助成金額

不活化ワクチン(注射接種) 2,000円/1回

弱毒性生ワクチン(点鼻接種) 4,000円/1回

## 4 接種回数・助成回数

※A、Bいずれかを選択してください。

| 接種回数                 |                                                                                                      | 助成回数<br>(助成金額)      |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| A.不活化ワクチン<br>(注射接種)  | 6か月以上13歳未満の方 2回接種<br>※1回目からおよそ2～4週の間隔を置いて2回目を接種します。<br>※1回目接種時に12歳で2回目接種時に13歳になっていた場合でも、2回目の接種を行います。 | 2回/年<br>(2,000円×2回) |
|                      | 13歳以上高校3年生相当までの方 1回接種                                                                                | 1回/年<br>(2,000円)    |
| B.弱毒性生ワクチン<br>(点鼻接種) | 2歳以上高校3年生相当までの方 1回接種                                                                                 | 1回/年<br>(4,000円)    |

## 5 実施場所

板橋区内の協力医療機関

※ 板橋区内協力医療機関以外で接種した場合、全額自己負担となります。

※ 原則、医療機関への事前予約が必要です。

※ 医療機関ごとに接種費用(自己負担額)や、接種を受け付けている年齢、取扱いワクチンが異なる場合がございますので、医療機関に事前に必ずご確認ください。

※ 保護者(父または母)以外の方が同伴する場合は、委任状が必要です(ホームページ(ページ番号1002616)に様式あり)。



## 6 接種の際に持参するもの

① おやこ健康手帳(母子健康手帳) ② 板橋区民であること(住所、氏名、年齢)がわかるもの。(マイナンバーカード・健康保険資格確認証) ③ 接種費用

### 【接種に関する問合せ】 予防対策課 (3579) 2318

●板橋健康福祉センター …… (3579) 2333

●上板橋健康福祉センター …… (3937) 1041

●赤塚健康福祉センター …… (3979) 0511

●志村健康福祉センター …… (3969) 3836

●高島平健康福祉センター …… (3938) 8621

裏面に続く

## 【インフルエンザとは】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスにより起こる病気で、咳やくしゃみなどしぶきに含まれるウイルスを吸い込むことにより、うつります(飛まつ感染)。インフルエンザにかかると、高熱、全身倦怠感(だるい)、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、くしゃみ、咳、鼻水などが起こります。さらに、お子様ではまれに急性脳症を、ご高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

## 【インフルエンザ予防接種】

インフルエンザワクチンは、インフルエンザウイルスの感染や発症そのものを完全には防ぐことはできませんが、重症化や合併症の発生を予防する効果は証明されています。日本では例年12月から4月頃に流行するため、12月中旬までの接種が望ましいとされています。また、インフルエンザワクチンは、そのシーズンに流行すると予測されたウイルスを用いて製造されるため、毎年の接種が望ましいとされています。

医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができます。

なお、予防接種は体調の良い日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お薬を服用中の方は、あわせて医師にご相談ください。

点鼻ワクチンは弱毒性インフルエンザワクチンであり、飛まつ又は接触によりワクチンウイルスの水平伝播の可能性があるため、ワクチン接種後1～2週間は、乳児や重度の免疫不全者との密接な関係を可能な限り避けるなどしてください。

## 【予防接種を受けることができない方】

- (1)明らかに発熱している方
- (2)重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3)予防接種の成分によって、アナフィラキシー起こしたことがある方
- (4)その他、医師に予防接種を受けることが不適当と判断された方

## 【予防接種を受けるにあたり、注意が必要な方】

- (1)心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有する方
- (2)予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状の見られた方
- (3)過去にけいれんの既往のある方
- (4)過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- (5)予防接種の成分、鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを起こすおそれのある方

## 【副反応】

重大な副反応として、ショック、アナフィラキシーがあります。

## 【各ワクチンの特徴】

| 皮下注射                                                | 投与方法        | 点鼻                                                                                  |
|-----------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 不活化ワクチン                                             | 種類          | 生ワクチン                                                                               |
| 13歳未満:2回<br>13歳以上:1回                                | 接種回数        | 2歳以上19歳未満:1回                                                                        |
| ———                                                 | 受けることができない方 | ◎妊娠または妊娠の可能性のある方<br>◎病気や治療により免疫が低下している方                                             |
| ◎間質性肺炎や気管支喘息など呼吸器系疾患を有する方<br>◎妊娠または妊娠している可能性のある方 など | 注意が必要な方     | ◎ゼラチンを含む製剤・食品に対してショック、アナフィラキシーなど過敏症の既往のある方<br>◎重度の喘息や喘息の症状を有する方<br>◎妊娠可能な女性の方、授乳中の方 |
| 腫れ、痛み、発熱、頭痛、だるさなど                                   | 副反応         | 鼻づまり、鼻水、咳、口の中やのどの痛み、頭痛など                                                            |

## 【予防接種を受けた後は】

- (1)接種後30分は病院近くにいるなどして様子を観察し、アレルギー反応などがあればすぐに医師と連絡をとれるようにしてください。
- (2)入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすらないようにしてください。
- (3)接種当日は、激しい運動は避けてください。
- (4)接種後、体調の変化、高熱など症状が強いときは、すぐに医師に相談してください。

## 【予防接種健康被害への対応について】

ワクチンの接種を受けた後に、極めてまれに重い副反応が生じることがあります。この予防接種は、予防接種法に基づく「定期接種」ではなく、被接種者の希望による「任意接種」のため、予防接種が原因で健康被害が生じた場合の救済制度が異なります。

任意接種は「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」による救済の対象となります(独立行政法人医薬品医療機器総合機構：Tel 0120(149)931)。また、重篤な被害により障がいが残る場合等には、「特別区自治体総合賠償責任保険」の給付の対象となる場合がありますので、速やかに板橋区保健所予防対策課までご連絡をお願いいたします。